

# 摂津市 強靱化地域計画

令和5年4月

摂津市

————— 目 次 —————

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の趣旨 . . . . . 1

第2章 計画の基本方針

1 計画の位置付け . . . . . 2  
2 計画期間 . . . . . 2  
3 対象とする災害 . . . . . 2  
4 計画の基本目標及び事前に備えるべき目標 . . . 3  
5 計画の組立て . . . . . 4

第3章 脆弱性評価

1 評価の枠組みと手順 . . . . . 5

第4章 具体的な取組の推進

1 取組の推進体制 . . . . . 7  
2 取組の進捗管理 . . . . . 7  
3 具体的な取組 . . . . . 8

別紙 脆弱性評価結果・具体的な取組 . . . . . 9

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画の趣旨

本市は、市民の生命・身体・財産を災害から守るため「摂津市地域防災計画」を策定し、防災・減災活動を総合的かつ効果的に実施してきた。

この地域防災計画の基本理念は、『地域とともに歩み根付かす減災』をテーマとして、「災害に強いまちづくり（ハード）」と「災害に強いひとづくり（ソフト）」で成り立っている。具体的には、行政と市民・事業者等が適切に役割を担うことにより、「自助」と「共助」、「公助」のそれぞれの力を合わせながら、防災意識・行動を日常のものとする防災文化を育む中で、地域の防災力・減災力を高めていくことを基本方針としている。

一方、国においては大規模自然災害に備えて国土強靱化に関する施策を推進し、公共の福祉の確保・国民生活の向上・国民経済の健全な発展を図るため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」を公布・施行した。

さらに、翌年6月には基本法に基づき、国土の強靱化に関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）」が策定され、政府一丸となって強靱な国づくりを計画的に進めているところである。

本市においても、昨今の激甚化する自然災害を踏まえ、基本法の趣旨に応じ大規模な災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を合わせ持った「強靱な地域」をつくりあげるための取組を推進していくため、この「摂津市強靱化地域計画」を策定する。

## 第2章 計画の基本方針

### 1 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、同法第14条に基づき国の基本計画及び大阪府強靱化地域計画と調和を保った計画である。

また、「摂津市地域防災計画」と基本的な考え方の整合が図られた計画とし、国土強靱化に係る事項については、他の計画等の指針となるものである。

### 2 計画期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とする。

ただし、社会情勢の変化や具体的な取組の進捗状況等を考慮し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行う。

### 3 対象とする災害

市域に多大な影響を与えることが想定される大規模自然災害【地震・風水害（台風、豪雨等）】を対象とする。

なお、本市域の災害環境については、総合的かつ基本的な災害計画である「摂津市地域防災計画」に記載するとおりである。

## 4 計画の基本目標及び事前に備えるべき目標

### (1) 基本目標

国の基本計画に基づき、以下の4つを基本目標とする。

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害を最小限にすること
- ④迅速な復旧・復興がされること

### (2) 事前に備えるべき目標

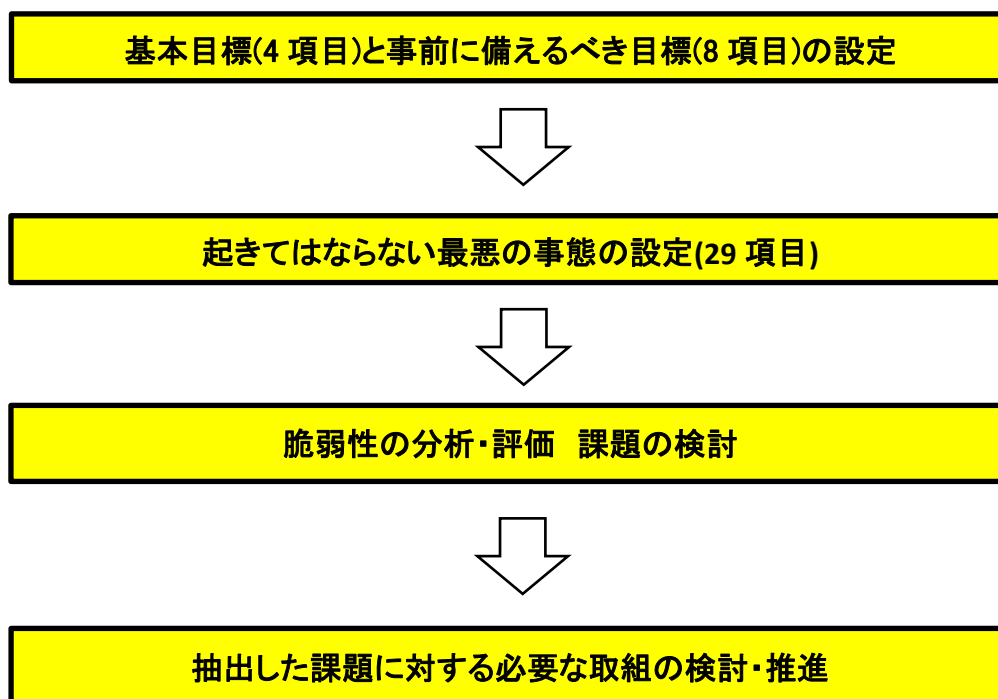
上記の基本目標の実現に向け、あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられる「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげるため、国の基本計画を踏まえつつ、次の8つの事前に備えるべき目標を設定する。

- ①直接死を最大限防ぐ
- ②消防・救急救助活動、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③必要不可欠な行政機能は確保する
- ④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

## 5 計画の組立て

前記の「基本目標」および「事前に備えるべき目標」ごとに「起きてはならない最悪の事態」を本市の地域性に応じて設定し、また、それぞれの事態ごとに本市の脆弱性を評価し課題を検討した。

最後に、これらの脆弱性を克服し「起きてはならない最悪の事態」を回避する方策となる「具体的な取組」を、それぞれの事態ごとに定めた。



## 第3章 脆弱性評価

### 1 評価の枠組みと手順

国の基本計画及び大阪府強靱化地域計画に基づき設定した、8つの「事前に備えるべき目標」の達成に向けて、29の「起きてはならない最悪の事態」を本市の地域性に応じて次のとおり(P6)設定した。また、それらに対する本市の取り組んでいる施策等について、その取組状況の把握や現状の課題等を抽出し、分析・評価（脆弱性評価）した。

評価結果は、【別紙】のとおりである。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	既成市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
消防・救急救助活動、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	消防組織の被災等による消防・救急救助活動等のための資源の絶対的不足
	2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市役所機能の機能不全
必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5-3	食料等の安定供給の停滞
ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーンの維持への甚大な影響
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-3	防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出による市域の荒廃
社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失
	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態



## 第4章 具体的な取組の推進

### 1 取組の推進体制

市域の強靱化は、いかなる大規模自然災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能にするための事前対策が柱であり、その所掌は庁内各部署に広くまたがる。

したがって、本計画の推進にあたっては、平常時の防災体制として庁内に設置している摂津市防災対策検討委員会を中心とした全横断的な体制のもと、大阪府・国の関係組織、近隣自治体、自主防災組織等の地域組織、民間事業者等と連携・協力しながら進めていく。

### 2 取組の進捗管理

効率的・効果的に強靱化の取組を進めるためには、国の基本計画及び大阪府強靱化地域計画と調和を保ちながら、本計画に掲げる取組を総合的かつ計画的に実施することが必要である。

また、本計画と地域防災計画（予防編）は、個別の施策が連動しているため、一体的に進捗管理し、PDCA サイクルを回すものとする。

【参考】

地域防災計画との関係

	強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
特徴	最悪な事態に陥ることが避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会等を事前につくりあげていくもの	「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるもの
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
関係		

### 3 具体的な取組

本市における、29の「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、脆弱性評価の結果を踏まえ、重点的に実施する具体的な取組を【別紙】に記載した。

また、各施策の進捗状況や社会情勢等の変化、国・府、関係機関等の動向を踏まえ、毎年見直しを行う。